

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成29年9月26日までに実施しました平成29年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年11月15日

四日市港管理組合

監査委員 山口 和 夫

監査委員 中 森 慎 二

第1 監査の概要

1 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかに留意し、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているか、事業が経済的、効率的に執行されているか検証、確認するとともに、平成28年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、整備課、施設保全課

（ 室・局 ）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成29年9月22日及び26日に実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあつたが、概ね適正に処理、執行されていまして。

所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

〔経営企画部〕

総務課

(1) ポートビル照明器具のLED化について

機器の更新が必要な箇所から、予算の範囲内で交換しているとのことだが、LEDの導入について基本的な取組の方向性や考え方が明確になっていない。再度、経費節減の一つの大きな項目として、明確な方向性を持って取り組まれない。

(2) 行政財産の管理について

千歳地区の管理組合旧庁舎は、県から借り受けている財産であるが、管理組合として、当該建物の利活用や管理の在り方について検討されたい。

企画課

(1) 港湾運営会社の取組について

平成29年5月に設立された「名古屋四日市国際港湾株式会社」は、同年9月1日に国土交通大臣から港湾法に基づく港湾運営会社の指定を受け、運営を開始した。

同社との連携・協力のもと、四日市港の独自性の発揮に留意しつつ、四日市港の今後の発展に寄与できる取組を進められたい。

振興課

(1) 港勢の拡大について

平成28年の外貿コンテナ貨物取扱量は、前年比プラス4.1%の増加であったが、その増加理由、荷主企業のニーズ、補助制度の効果等の分析を詳細に行い、四日市港利用優位圏の利用促進等にもつなげ、さらなる集荷活動・航路誘致に努められたい。

港 営 課

(1) 放置艇対策について

ボートパーク（保管施設）の整備や規制措置について、ボートパーク整備を核とした富双地区の活性化に留意しつつ、早期に計画的な実施に努められたい。

なお、所有者不明の放置艇の撤去に対して適正に対処されたい。

整 備 課

(1) 事業の明許繰越と不用額について

事業の明許繰越、不用については、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点から、できる限りの抑制に努められたい。

施 設 保 全 課

(1) 事業の明許繰越と不用額について

事業の明許繰越、不用については、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点から、できる限りの抑制に努められたい。

(2) 施設の老朽化対策について

施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大は、組織としての大きな課題であり、「四日市港管理組合インフラ長寿命化計画」等各計画に基づき、効果的、計画的な対策に取り組みたい。

[室・局]

議 会 事 務 局

(1) 海外港湾事情調査について

組合議員の海外港湾事情調査については、議会の議決により毎年度実施されているが、構成団体である県議会・市議会とも議会独自で海外調査を行う制度は採られていない中、調査目的や成果についてはより説明責任が求められる。調査目的や方法、参加人数等を含め、慣例化することのないよう再度その在り方について検討されたい。